

三四郎外一名ヲ特派セルガ職有事情  
ヲ諒解シ此際極力交渉レ有利<sup>ナル</sup>条件ヲ  
獲得解<sup>ス</sup>天ヤント集リ居<sup>レ</sup>リ  
右及申(通)報 候也

要求書

- 一 解雇手當制定ノ件
    - 一ヶ年未滿ハ日給四十五日分支給スルコト
    - 以上一ヶ月ヲ増<sup>シ</sup>毎三四日分加算支給スルコト
  - 一 退職手當制定ノ件
  - 一 解雇手當ノ二分一支給スルコト
  - 一 食堂設置ノ件
  - 一 洗面場設置ノ件
  - 一 脱衣場設置ノ件
  - 一 賃金年二回昇給スルコト
    - 但一回ニツキ拾錢以上ノコト
  - 一 解雇者復職ノ件
  - 一 解雇者、復職スルコト
- 右箇條自書連名ヲ以テ要求仕候

昭和二年 月 日